

# 島村の大仕事

## 6年間の功績

地域における住民に対する歯科口腔保健の取組や日々の歯科診療を通じた地域歯科医療の提供にご尽力頂いている歯科医師・歯科衛生士の皆様のご意見を頂戴しながら、歯科口腔保健の推進や歯科医療の充実、歯科保健医療に諸問題の解決に向けて取り組んできた結果、今後の歯科界にとっても重要な変化が現れています。

口腔医療の重要性  
さらに理解を得る

- ★厚労省「歯科口腔保健推進室」を省令室に格上げ
- ★53年ぶりに3人目の管理職(省令室長)誕生!
- ★歯科関連施策を力強く推進

口腔から  
健康寿命延伸

- ★診療報酬に医科歯科連携新設
- ★脳卒中・循環器病対策基本法に歯科疾患との関係記載
- ★歯科健診拡大
- ★保健指導充実

私達も応援します

内閣府長官 菅 義偉

島村さんは参院選1期、国会での充実に全力で取り組んでください。困難であるが少子高齢化に伴い、安倍内閣が掲げる「全世代型社会保障」の実現のためにも、更なる活躍が期待されます。私も島村さんと連携し、共に日本の新しい時代を切り拓いてまいります。

一般社団法人 神奈川県歯科医師会 会長 鈴木 駿介

初当選から4年間で、国庫や県庫の歯科医療をやるという趣意に加え、文字通り担子降ろしのご努力をいただきました。今後も健康寿命の延伸のため、社会契機のお薬のため、ますますのご活躍をお願いします。

一般社団法人 神奈川県歯科医師会 副会長 松井 亮之

島村九ヶヶが等力で取り組んでくださることを大変感謝です。この知識と経験は、歯科が自身の健康のための医療として発展していることを必要とされています。歯科界の発展のため、さらなるご活躍をお願いします。

神奈川県歯科医師連盟 会長 鈴木 裕亮

6年間に会員の島村大さんが参議院議員になつてから、本業川歯の歯科医療の充実を会員の皆さまも感じている事と思います。この勢いを止めないようさらにさらなる政治活動への支援をお願いします。

島村大神奈川県歯科医師後援会  
横浜市中央区住吉町6-68  
電話045-307-6555



内部資料

# 島村の 大仕事

## 6年間の功績



医職長寿 日本一の神奈川県から  
世界一を神奈川県から

自由民主党神奈川県参議院選挙区第二支部長  
参議院議員  
島村 大

<p>職域を 拡大しやすく</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業形態別診療報酬の充実</li><li>・事業形態別診療報酬の充実</li><li>・事業形態別診療報酬の充実</li></ul>	<p>オーラルフレイル 対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働省医事審議会審議にオーラルフレイルと歯科医師の重要性を明記</li></ul>	<p>治療報酬の所得 向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・後援型診療報酬の導入</li><li>・診療報酬に算入した治療報酬の所得も対象に</li></ul>
<p>症例報告 に活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・在宅歯科診療報酬</li><li>・口腔機能評価と保健指導</li></ul>	<p>歯科衛生士 歯科技工士の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民生活に於ける在宅歯科診療報酬の重要性を明記</li></ul>	<p>保険者の 歯科給付の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定健診の普及率に連動した給付拡大</li><li>・歯科健診・歯科保健指導の充実</li></ul>

## 口腔医療の重要性さらに理解を得る

- ★ 厚労省「歯科口腔保健推進室」を省令室に格上げ
- ★ 53年ぶりに3人目の管理職(省令室長)誕生!
- ★ 歯科関連施策を力強く推進

○ 厚生労働省における歯科口腔保健推進室(省令室)の設置

平成30年7月に歯科口腔保健推進室が省令室へ昇格し、専任の室長が配置されました。今後、同室の体制が強化され、歯科口腔保健の取組がより一層進むものと期待しています。

## 口腔から健康寿命延伸

- ★ 診療報酬に医科歯科連携新設
- ★ 脳卒中・循環器病対策基本法に歯科疾患との関係記載
- ★ 歯科健診拡大
- ★ 保健指導充実

### ○ 口腔の健康を通じて健康寿命の延伸を図る取組（医科歯科等の多職種連携、口腔の健康と全身の健康の関連に関する研究の促進等）

口腔の健康と全身の健康の関連性が指摘されてきており、医科歯科等の多職種連携が重要となっています。近年の診療報酬改定において、医科歯科連携に関する各種の項目が新設されています。

また、口腔の健康と全身の健康の関係に関する研究面においては、平成30年12月には「脳卒中・循環器病対策基本法」（議員立法）が成立し、法律の附則に「歯科疾患と循環器病の発症との関係に係る研究を推進するものとする。」と記載されました。

さらに、政府の未来投資会議の「経済政策の中間整理」（平成30年11月）において「現在、10歳刻みで行われている歯科健診の機会の拡大、保健指導の充実とともに、歯科受診が必要な者については歯科医療機関への受診を促すなどの方策を検討する。」との方向性が示されました。

#### 税軽く 継承しやすく

- ★事業税非課税措置の存続
- ★事業継承にかかる贈与税・相続税の軽減制度を新設



#### 超高齢社会 に対応

- ★在宅歯科医療推進
- ★口腔機能管理と検査項目新設

#### オーラルフレイル 対策

- ★厚労省有識者会議報告書にオーラルフレイルと歯科医師の重要性を明記



#### 歯科衛生士 歯科技工士の重要性

- ★超高齢社会における在宅医療や口腔健康管理の重要性に対応

#### 咀嚼機能等の評価

- ★後期高齢者歯科健診の国庫補助
- ★口腔機能に着目した咀嚼機能等の評価も対象に



#### 保険者の 歯科取り組み支援

- ★特定健診の質問票に咀嚼を追加
- ★歯科健診・歯科保健指導の実施促進

## 税軽く継承しやすく

- ★ 事業税非課税措置の存続
- ★ 事業継承にかかる贈与税・相続税の軽減制度を新設

- 歯科医療機関に関わる税制上の対応

社会保険診療報酬に係る控除対象外消費税や事業税非課税の存続等が問題となっていましたが、控除対象外消費税については、診療報酬において基本診療料への精緻な配分と定期的な検証を行うことや、特に平成 31 年度税制改正においては、社会保険診療報酬に対する事業税非課税措置の存続、個人事業者向けの事業継承税制における負担軽減措置(事業継続を前提に 10 年間限定で土地、建物、機械、器具備品等に係る贈与税・相続税の納税猶予の制度)の創設等が行われることとなりました。

## 超高齢社会に対応

- ★ 在宅歯科医療推進
- ★ 口腔機能管理と検査項目新設

- 超高齢社会に対応した歯科診療の充実

2025 年以降、団塊の世代が 75 歳以上となることから、歯科においてもニーズの変化に対応した質の高い歯科医療を提供していくことが重要となっています。直近の平成 30 年度診療報酬改定においては、在宅歯科医療を推進するための評価や、加齢等により口腔機能が低下した患者に対する口腔機能管理や口腔機能を評価する検査項目の新設等の対応がなされました。

## オーラルフレイル対策

- ★ 厚労省有識者会議報告書にオーラルフレイルと歯科医師の重要性を明記

- オーラルフレイル対策の推進

高齢者のフレイル状態は口腔の徴候から現れることが多いと言われており、神奈川県歯科医師会・神奈川県におけるオーラルフレイル対策も踏まえ、その重要性を指摘してきたところですが、厚生労働省で取りまとめられた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に 関する有識者会議報告書」(平成 30 年 12 月)に

において、オーラルフレイルの状態にある者を歯科医師等に接続する等の保健事業と介護予防を繋げる重要性や歯科医師の役割等が明記されました。

## 歯科衛生士 歯科技工士の重要性

### ★ 超高齢社会における在宅医療や口腔健康管理の重要性に対応

○ 超高齢社会における歯科衛生士の確保と積極的な人材活用高齢化の進展に伴い、在宅歯科医療や口腔健康管理の重要性がますます高くなってきており、歯科衛生士の確保と積極的な人材活用の必要性を国会等の場で指摘してきました。厚生労働省においては、平成 29 年度から「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」が実施されています。

## 咀嚼機能等の評価

### ★ 後期高齢者歯科健診の国庫補助

### ★ 口腔機能に着目した咀嚼機能等の評価も対象に

○ 後期高齢者に対する歯科健診への国庫補助

平成 26 年度から後期高齢者に対する歯科健診が国庫補助の対象となり、平成 30 年度からは、口腔機能に着目した咀嚼能等の評価についても対象となっています。引き続き、後期高齢者に対する歯科健診事業の必要性を訴え、今後も予算の確保に尽力します。

## 保険者の歯科取り組み支援

### ★ 特定健診の質問票に咀嚼を追加

### ★ 歯科健診・歯科保健指導の実施促進

○ 保険者による歯・口腔の健康づくりの取組への支援

平成 30 年度から、特定健診の質問票に、食事をかんで食べる時の状態に関する質問が追加され、歯科健診・

治療への適切な受診勧奨につながるよう措置されました。

また、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブの指標に「歯科健診・保健指導」が位置づけられました。保険者による歯科健診・歯科保健指導の実施が促進されることが期待されます。

構成表

## 大見出し

### ★ 大見出しの解説、小項目

#### ○ 展開された事業の内容

詳細な内容: 本文